特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和3年1月29日

T 関連情報

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務				
新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続に高ける特定の個人を識別する利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予問関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有報について情報連携を行い又、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ等に個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給					
③システムの名称	①健康管理システム②中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
①予防接種対象者ファイル ②予防接種履歴ファイル ③予防接種統計ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 令第67条の2				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	く選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	「照会」 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第7号別表第二の115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令 第59条の2 「提供」 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第7号別表第二の115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令 第59条の2				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康福祉部 健康福祉課				
②所属長の役職名	健康福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課				
8. 特定個人情報ファイル	- の取扱いに関する問合せ				
連絡先	柏原市大県4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年1月10日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和3年1月10日 時点					
3. 重大事	故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価:		重点項目評	1) [2) [3) [選択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及び 基礎項目評価書及び 基価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシス	テムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) ‡	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に とって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	ウシステム	を通じた提供を除く	(.) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			い(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) ‡ 2) - 3) ī	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か]	十分である]	1)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u> 査
9. 従業者に対する教育・	冬発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れて行っ ^っ 十分に行っている +分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明